

未来投資会議 構造改革徹底推進会合
「第4次産業革命 (Society5.0) ・イノベーション」会合
第4次産業革命 (第2回)

(開催要領)

1. 開催日時：2016年11月9日(水) 10:00～12:00
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室
3. 出席者：

越智	隆雄	内閣府副大臣
武村	展英	内閣府大臣政務官
竹中	平蔵	東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授
橋本	和仁	国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長
金丸	恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO
中西	宏明	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
南場	智子	株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長
御立	尚資	経済同友会副代表幹事

梶浦	敏範	経団連情報通信委員会インターネット・エコノミー民間作業部会主査
齋藤	ウィリアム浩幸	内閣府参与
庄司	昌彦	国際大学 GLOCOM 准教授
三輪	信雄	S & J 株式会社代表取締役社長

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ただいまから、第2回「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命 (Society5.0) ・イノベーション』会合」を開会いたします。

御多忙の中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

本日は、越智副大臣に御出席いただいております。

また、本日は、有識者として、齋藤ウィリアム浩幸内閣府参与、梶浦敏範経団連情報通信委員会インターネット・エコノミー民間作業部会主査、庄司昌彦国際大学GLOCOM准教授、三輪信雄S&J株式会社代表取締役社長に御出席いただいております。

初めに、越智副大臣から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

○越智副大臣

皆様、おはようございます。

担当の副大臣をさせていただいております越智隆雄です。

今日は担当の石原大臣が国会対応のため出席できないので、私から一言御挨拶をさせていただきますと思います。

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。特に民間の皆様におかれましては、御準備いただいて、今日わざわざお時間をいただいて、こうしてお集まりいただいたことに、改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

構造改革の総ざらいを行い成長戦略をさらに加速するために、新たな司令塔として未来投資会議が9月に立ち上がりました。現在、未来投資会議の下に設けられました構造改革徹底推進会合において、各分野の議論が進められているところでございます。

その主要分野の一つであります「第4次産業革命（Society5.0）・イノベーション」という分野では、先月27日に第4次産業革命に関しまして、第1回の会合が開かれ、各省庁を含めて活発な意見交換が行われたところであります。

この会合では、第4次産業革命を通じまして、生産、流通、販売、交通、健康・医療、金融、公共サービスなど、あらゆる場面で、快適で豊かに生活できる社会、いわゆるSociety5.0の実現を目指しております。

前回、さまざまな議論をしていただいたわけでございますけれども、今日は、その上で各省庁から改めて説明をお伺いしたうえで、今回いらしていただいております第一線で研究や活動をしておられる民間の皆様からの御意見として我が国の現状または今後、対応すべき課題について、お話をお伺いする。その上で意見交換をさせていただく予定になっております。

有識者の皆様には、今日いらしていただいたことを改めて感謝申し上げて、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

報道関係者の方はここで御退席をいただければと思います。

（報道関係者退室）

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

第1回の議論のときに関係省庁からプレゼンをいただき、それに対して、竹中会長及び民間議員の方々からコメントと御質問をいただきました。

本日は、まず関係省庁から宿題返しの御説明をいただいた上で、有識者の皆様方から御発表いただく。これはテーマごとに進めさせていただきますが、その後に自由討議をさせていただきたいと思っております。

まず、竹中会長から御発言をいただきます。よろしく願いいたします。

○竹中会長

おはようございます。今日もよろしく願いいたします。

今、副大臣からお話がありましたように、10月27日の会合で皆さんから一度御報告をいただき、いくつか検討していただきたいことを私から申し上げました。全般的な問題意識として、日本の取組も世界最先端を目指す、ということになってはいますが、そもそも各国

はいったいどこまで進歩しているのか。アメリカ、韓国、エストニア等色々な国がありますが、そういった国と比較したときに日本は一体どこに課題を抱えており、どのようなスコープで追いつこうとし、さらには最先端に立とうとしているのか。そういった国際比較を含めた議論を全般的に示してほしいということを申し上げました。

シェアリングエコノミー、IT利活用に関しては、まず民泊に関して質問しました。国家戦略特区の民泊と全国ルール、さらには、新たなシェアリングエコノミー法制の3つが今、議論されているようですが、これらは一体どう整合するのか。特に国家戦略特区の民泊と全国ルールとの関係を地方創生推進事務局、規制改革推進室、IT総合戦略室で協議して報告してほしいと申し上げました。

ライドシェアに係る検討状況が、一体どのようになっているのかということも申し上げました。テレワークに関しては、2013年にIT総合戦略本部が取りまとめたアクションプランの中で実施することになってはいますが、その後、放置されているのではないかと。一体、誰がどのように取り組むのか明確に検討した結果について、IT総合戦略室、規制改革推進室、地方創生推進事務局、働き方改革実現会議等々で協力して報告してほしいということをお願いしました。

全般的な意見として、新技術と既存の規制制度の乖離が非常に大きいけれども、多くの領域でこの乖離が放置され、世界と比べても遅れているのではないかと。その全体像の整理を事務局で行ってほしいと申し上げました。

一つの解決策として、全く新たな領域で、迅速な規制の実験を進めるためのイギリスの金融当局が始めたサンドボックス型特区であるレギュラトリー・サンドボックス、そういう新しい特区の検討もしてはどうかということをお願いしました。

個人データについては、EUとの越境データの問題は重大であり、10月12日の衆議院予算委員会で安倍総理は政府全体として取り組んでいくと答弁していることから、具体的な方針はどうかを個人情報保護委員会、経産省、総務省でしっかり議論して報告してほしいということをお願いしました。

その後、例えばITのサイバーセキュリティに関しても重要な問題があるという指摘をさせていただいたところです。

それを踏まえて、私のほうで整理した論点整理の紙を今日は出させていただいております。今申し上げたようなことを踏まえて、このようなことを今後議論しなければいけないのではないかと、という趣旨で書いております。

それぞれ第4次産業革命の推進について、サイバーセキュリティ対策の強化について、とりわけこれは重要インフラに係る制度整備が必要ではないかという問題意識を持っております。諸分野において、新たな社会に合わない規制の改革としてシェアリングエコノミー、データ活用による新たなサービス、働き方、公的部門の民間開放といった点を書いております。そのほか、先ほど申し上げたサンドボックス型の特区的なもの論点になると考えております。

相当の論点がありますので、さらに今日議論を深めて、次期成長戦略の目玉になるものは何なのかを、ぜひ絞り込んでいきたいと思っております。

今日はそうそうたる有識者、民間議員の方に多数御出席いただいておりますので、ぜひ思い切った議論を展開していただくことを期待しております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございます。

ここからはテーマごとに議論に入らせていただきます。最初に、データ利活用、オープンデータ、手続IT化、シェアリングエコノミー、フィンテックの議論に入らせていただきます。今、竹中会長からありました論点整理も含めて、前回の宿題返しの観点から取りまとめ省庁から御発表をお願いいたします。最初に、IT総合戦略室の向井審議官からお願いいたします。

○向井IT総合戦略室審議官

資料2に従いまして、御説明いたします。

この資料は海外比較と日本の取り組みという2段構成になってございます。

2ページ目で、データ流通について説明がございまして、海外と日本の取組の比較ということで、まずは海外の状況です。欧州では、事業者や業界を超えたデータの流通・利活用を促進するための取り組みといたしまして、本人関与に基づくデータ流通に着目したPDS（Personal Data Store）のコンセプトが提案されております。具体的には、英国における「midata」に代表されますように、産官学の協調による社会実験等を実施している状態です。また、このような議論に関連いたしまして、本年5月に公布され、2年後程度を目途に施行されると思われるEUの一般データ保護規則において、「データポータビリティ権」とか「データ消去権」を導入しております。

アメリカでは、アクシオム社等の個人情報を収集して販売する、いわゆるデータブローカーが大きな役割を果たしており、個人情報を含む情報は民間事業者において積極的に活用されております。このような民間の積極的取り組みを認めた上で、問題発生の際にはFTCが事後対応をしています。米国は、いわゆる英米法系ですので、コモンセンスに基づくルールを自分たちでつくって、自分たちでつくったルールに違反しているかどうかを厳しく問われるという法制と考えております。

日本の取り組みですが、我が国の個人情報保護法には若干曖昧さがあるのではないかとということで、漠然とした不安・不信等を背景に個人情報を含むデータの事業者や業界を超えた流通・利活用が十分に進んでいるとは言えない状況ではないかという問題意識があります。このような個人にかかわるデータの流通を促進するために、IT総合戦略本部のもとにデータ流通環境整備検討会を設置して現在検討を進めており、本年度中に取りまとめる予定です。この中では、PDSに加えて情報利用信用銀行、いわゆる情報銀行的な取り組みも検討の対象としているところです。

IT総合戦略本部が取りまとめているIT国家創造宣言には工程表がついておりまして、短

期、中期、長期という観点でKPIも定めつつ取り組みを書き込んでいるところですが、資料の赤い囲みにありますように、データ流通環境整備検討会で検討しているところです。

次のページのオープンデータです。海外の状況ですが、欧州は英国が公共セクター情報の再利用という形で取り組みを進めており、2009年10月に政府ポータルサイトを開設しております。キャメロン政権発足後取り組みを加速しまして、オープンデータを利活用したビジネスモデル創出の支援等を実施しているということで、ロンドンオリンピックでもオープンデータの取り組みを加速しています。

具体例ですが、ロンドンの交通局が地下鉄やバスの運行情報、道路のカメラ映像等々、リアルタイムデータを含みますデータセットを公開しております。

フランスでは、2010年に推進組織設立に関する閣議決定をし、サルコジ大統領がインターネットの起業家によるサービスの創造について演説しております。

米国では、オバマ大統領が「オープンガバメント」や「オープンデータ」を政権公約として掲げ、2009年5月に政府ポータルサイトを開設しました。2013年には大統領令の「オープンデータポリシー」を発表し、オープンデータを促進しております。

そのほか、2013年には英国のロック・アーンサミットにおきまして、G8オープンデータ憲章を合意しており、日本も同憲章に基づくアクションプランを策定し・実施しているところです。

日本の取り組みとですが、特に東日本大震災をきっかけにオープンデータの関心が高まっております。2012年に電子行政オープンデータ戦略を策定し、2014年10月からは、政府のポータルサイト「DATA.GO.JP」を開設しているところです。

国際ランキングで日本の評価が必ずしも高くはないということについては、特に日本の評価が低い項目として、例えば企業登記情報、公共交通の時刻表、不動産登記情報、国際的ライセンスの互換性などがありますので、これらを国際的なオープンライセンスとするために、政府標準利用規約第2.0版を決定して適用済みです。

日本では積極的に取り組んでいるものの、必ずしも国際ランキングの評価対象になっていない項目（防災・減災、高齢者や福祉などの情報）がありますので、これらにつきましては、国際ランキングの実施団体に意見を提出しております。この手の国際ランキングはいろいろな要素があります。例えば国連の電子政府ランキングなどは、韓国が長らく1位でしたが、取りまとめをやっている事務局の事務局長が韓国人であるとか、そういった要素もありますので、国際機関に対する積極的な働きかけも重要だと考えております。

平成28年4月には、経済産業省が法人ポータルサイトの運用を開始しており、平成29年1月に全府省庁版が稼働予定です。これらにつきましても、先ほど言及したIT国家創造宣言に工程表が記載されています。特に「オープンデータ2.0」では2020年までを集中取り組み期間とし、「一億総活躍社会の実現」「オリパラ」を強化分野として、取り組みを促進しています。

特に地方公共団体における取り組みの支援として、地方公共団体向けガイドラインや、

パッケージ等の提供、有識者にお願いしているオープンデータ伝道師の派遣等を進めています。地方公共団体の取り組みでは、防災等の地域をまたいだ共通的な分野における取り組みとともに、自主的な取り組みも並行して促進するということです。

海外への展開としましては、国際機関やアジア諸国と連携しようという動きをしております。

続きまして、5 ページ目の行政手続IT化ですが、まずは海外の状況です。EUは2016年4月にEU電子政府アクションプランを決定しております。このアクションプランでは、7つの原則を掲げております。その中の「Once only principle」では、同一の情報を行政庁に対して一度提出すれば、行政庁は国民や事業者に追加負担を課さぬよう、データ保護ルールに配慮しつつ、許された範囲で提出されたデータを再利用できるということを定めています。

エストニアでも、2007年にこの原則が法制上明記されており、各省・各政府機関は市民に対して同じ情報を二度求めることは許されなくなりました。

アメリカでは、規制に伴う書類作成負担軽減の観点から1980年に書類作成の負担軽減法を制定しており、以降法改正や累次の大統領令制定を行っております。2012年の大統領令によって、特に書類作成負担に係る時間や金銭の削減効果が大きい取り組み、小規模事業者向けに効果がある取り組みを優先して、負担軽減を行うように指令しております。

韓国では、2001年に行政事務の原則電子処理化を明記した「電子政府推進法」を制定しております。それに基づき「行政情報共同利用センター」を国の組織として設立し、行政機関が発行する証明書の一部の種類が行政機関相互で共同利用できる仕組みが構築されております。全体で7割近い添付書類が不要になったと言われております。

日本の取り組みですが、2013年のIT国家創造宣言において「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランの策定」を掲げ、同年12月にアクションプランを策定したところでございます。

2015年6月には、アクションプランに掲げられた個別分野だけでなく、IT利活用推進の進め方に関する基本的な考え方を取りまとめた基本指針を策定しております。基本指針では、5つの基本原則を定め、利活用を推進するということです。

日本でも「行政保有情報の共同利用の原則」を掲げ、具体的な取り組みについてIT戦略本部を中心に議論中です。なお、現行のマイナンバー法をつくるときに、同一の情報が記載された書面を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることがないよう、努力義務ですが法律上規定おります。

マイナンバーでやったときに感じたことですが、この手のバックオフィス連携は、個人情報保護法制とのバッティングは、常に考えておかないといけないので、マイナンバー法ではどういう情報についてどういう機関が連携するかを全て法律で書き切っております。

2016年9月に取りまとめた「子育てワンストップサービス」では、自治体の窓口を訪れ

ることなく、マイナンバーを用いたポータルサイト上で子育て世帯に必要な利便性の高いサービスを実現すべく現在設計中ということで、来年7月から本格実施という予定です。このための仕組みは、民間クラウドサービスの利用を予定しております。

行政手続の海外比較と日本の取組ですが、アクションプランに記載された項目のフォローアップを年2回実施しております。

前回、やや舌足らずでしたが、オンライン化を停止した手続は、オンライン・紙通じて3年間で申請がゼロ件であったものを主に停止しております。一方で、申請件数の多い手続等については、重点にオンライン化を促進したいと考えております。

なお、平成28年9月時点で、アクションプランの対処方針のとおり検討や論点整理が行われていないものとされた5項目のうち「在宅勤務における深夜労働割増の柔軟化」「遠隔雇用における最低賃金基準の見直し」については、厚生労働省が平成26年度から実施しているテレワークモデル実証事業の中で、労使の意見も踏まえつつ、検証を行うことになっており、今年度末に厚生労働省において、報告書が取りまとめられる予定となっております。

続きまして、シェアリングエコノミーでございます。海外と日本の状況を書いておりますが、いろいろなシェアリングエコノミーが急速に展開しており、日本でもさまざまなものが出ております。料理、通訳案内など、本当に種々のものが出ており、私どももシェアリングエコノミーの検討会で事業者からヒアリングをしていて、いろいろあるものだというのを改めて認識いたしたところです。

シェアリングエコノミーに関する各国の制度的な対応でございますけれども、これらについては、対応の処理については緒についたところです。民泊につきましては、自治体レベルで自治体の許可等を必要とする制度改正が各国で行われつつあり、自家用車ライドシェアにつきましては、禁止する国・地域や許可制の規制を整備する国・地域がそれぞれあられつつある状況にあると思っております。

まず、アメリカですが、アメリカは州・郡・市においてそれぞれ対応しております。ポートランド市等では、民泊開始に市の許可等を必要とする制度改正を行っております。また、カリフォルニア州ではUberなどの自家用車ライドシェアのマッチングを行う事業者に許可制を導入しているところです。

欧州では、2016年6月にガイダンスを発表しております。事業としてサービスを提供する者と一時的なサービスを提供する個人の区別の検討や、信頼向上に向けたプラットフォームによる自主的な活動を奨励すること、各国における対応方針の明確化等を求めているということです。

フランスでは、ミールシェア最大手のVizEatに対しまして、パリのホテル・レストラン組合がサービス規制を政府に訴えておりますけれども、制度的な対応は行われておりません。パリ市は民泊開始に当たって、市の許可等を必要とする制度改正を行っております。さらに、フランス憲法裁判所は、2015年9月に自家用車ライドシェアを禁じる法律を違憲

とするUberの訴えを棄却しているということで、UberPOPの営業は事実上中止されております。

イギリスでは、2015年にロンドン市が民泊開始に当たって市の許可を必要とする制度改正を行っております。ロンドン交通局では、2016年6月からプライベート・ハイヤーをマッチングする企業に対する規制を施行しているところです。

ドイツでは、ハンブルグ、ベルリン等で民泊開始に当たって市の許可を必要とする制度改正をしております。2015年に連邦憲法裁判所は、自家用車ライドシェアに対するハンブルグ市の禁止処分を違法とするUberの訴えを却下しております。フランクフルトの州裁判所は、ライドシェアサービスを違法と判決しているところです。

アジアですが、韓国では2012年に外国人向けの民泊について、自治体の指定を必要とする制度改正をおこなっており、国土交通部がソウル特別市に対しまして、UberXを取り締まるように指示しております。ソウル市警察では、Uber Koreaの支社長、同社に協力するレンタカー業者35人を起訴しております。そのため、タクシーの営業資格を持たない一般人が運転するUberXは、2015年に韓国から撤退しております。

中国では、2016年7月に「オンライン予約タクシー経営サービス管理暫定弁法」を公布しまして、ライドシェアのマッチング事業の経営を許可制とする法令を整備しております。

シンガポールでは、2015年から住居の最低賃貸期間に関するガイドライン改正の検討をしており、コストシェア型の相乗りは合法化されております。2017年上半期までに、自家用車ライドシェアにも専用運転免許を義務づける等の規制を改正する予定と聞いております。

次に日本の取り組みです。これは総務省で調査しておりますけれども、我が国では諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用意向、利用率は総じて低いという状況です。シェアリングエコノミーのデメリット・利用したくない理由として「事故・トラブル時の対応に不安」が特に多いということでございます。シェアリングエコノミーがさまざまな分野に進展するほど個人間の一時的取引が従来型の個別サービスの営業ごとに規定された現行法令に抵触する可能性が高まるということですので、2016年7月に現行法令に関連しないサービスを中心に、関係するものがあっても法令上特に問題ないとするサービスであることを前提に、IT総合戦略室主催のシェアリングエコノミー検討会議において、自主的ルールを検討を開始しております。

これらの検討におきましては、実際にシェアリングエコノミーを事業展開している事業者をメンバーに入れつつ、さらに、それ以外の事業者からのヒアリングを多数行いまして、シェア事業者による自主的ルールの策定・運用を促進するモデルガイドラインを公表したところです。

民泊については、厚生労働省、国交省を中心に、2016年6月に「民泊サービスの制度設計のあり方」を公表しております。国家戦略特区におけるいわゆる特区民泊につきましては、2016年10月、最低日数を「2泊3日」に引き下げる等の国家戦略特区法施行令を改正・

施行したところで、

過疎地域等での自家用車活用拡大を内容とします国家戦略特区改正法が2016年5月に可決されているところです。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございます。

○竹中会長

後で議論すると思いますが、クラリファイング・クエスチョンとして、私が先日お話ししたいことで、2つまだ答えていただけていないことがあると思うのでお答えいただきたい。IT分野は極めて重要ですが、こういった重要な問題があるのに対して、IT戦略本部は一回も開かれていない。今後、どのような方針で開いていかれるのかということが第1点。

もう一つお伺いしたいのは、どういう工程で何を検討するという工程は入っているのですけれども、どのようなプロセスで最先端国家を実現するかは、これでは見えてこないのですが、それについて若干補足していただけないでしょうか。

○向井IT総合戦略室審議官

まず、開催の問題ですけれども、通常、過去の例を見ますと、大体年に1回は実開催されているところです。少なくとも次期戦略改訂の際には、必ず実開催を目指して頑張りたいと思っております。

なお、途中で何らかの検討課題等が、例えば未来投資会議等いろいろな会議で出た場合には、さらに実開催を検討してまいりたいと思っております。

2番目の御質問に関しましては、前回の資料に全体のIT戦略がございますが、これまでの取り組みとして、行政情報システムの合理化・効率化等、データ促進といろいろなことに取り組んでおります。特にこの会議の話題になっております、IT利活用の中でも行政手続等につきましては、特に地方がおくれていますので、どうやって地方で展開していくのかは、今後、重要課題になってくるのではないかと考えております。

これらを踏まえまして、2020年をターゲットといたしまして、東京オリンピックもございますので、具体的な成果を出していきたいと考えております。

○竹中会長

後でお願いします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

続きまして、個人データの越境移転に関しまして、個人情報保護委員会の其田事務局長から、お願いします。

○其田個人情報保護委員会事務局長 前回の構造改革徹底推進会合で、竹中会長からEUとの越境データの問題について、御下問をいただきましたので、個人情報保護委員会から、国際的な取り組みについて御説明させていただきます。

資料3の表紙をおめくりいただきまして、目次をごらんいただきますと「1. 日EU間の個人データの越境移転に向けた取組」と「2. 米国及びAPECとの円滑な個人データ流通に向けた取組」というように、2つのパートに分けて記載しております。

御下問いただきましたのは、EUとの越境データの問題でございますが、経済活動のウエート、今後の成長のポテンシャルを考えましても、アジア太平洋地域のことも重要でございますので、少し触れさせていただければと思います。

1ページの総括として、全体としてのEUとの取り組みの方向性を御紹介しております。1つ目の矢印は、我が国と諸外国とのデータ移転が円滑に行くようにすることが重要であるということ。これは相互にデータがきちんと必要なときに移転できる環境という意味でございます。

2つ目は、EUは比較的プライバシーについて、厳しい枠組みを構築している経済圏ですが、日EU間のデータ移転について今後交渉していくに当たっては、改正個人情報保護法のレベル感を前提として、枠組みを想定していくということであります。

一方3つ目は、EUでは、EU一般データ保護規則という新しいルールが今年採択されておまして、再来年5月に施行されることになっております。1年半後に新しいルールが適用されますので、この運用の細かいところ等の動きもよく注視しながら対話していかなければいけないと思っております。

委員会では、発足以来EUと継続的に対話を行ってきておりますけれども、米国、アジア・パシフィックとの連携も視野に置きながら、今申し上げたような点を踏まえた議論を推進していきたいと思っております。

2ページ目ですが、EUの制度の紹介をしております。EUの域内から外にデータを出すときの手法は4つ用意されております。

①が、よく議論されております十分性認定で、国として個人情報保護の水準が十分であるという認定を受ける方法。②から④までは、各企業がそれぞれ対応していただく手法ですが、②はグループ企業の中で、企業準則というものをつくりまして、監督機関の許可を得る方法。③は、標準契約条項というひな形のようなものを締結する方法。最後が、本人の同意を得るといった方法になります。

十分性認定での認定を受けているのが現在11カ国あります。

今、日本は十分性認定を受けておりませんので、企業ごとに対応していただくこととなりますけれども、大体③の標準契約条項や④の同意取得で対応している企業が多いと伺っております。

3ページ我が国の法制ですが、個人情報保護法が改正されまして、我が国も日本国内から外国にデータを出すときには、①から③のような制度が構築されており、来年の春ごろに、改正個人情報保護法が施行されますと、こういったルールになります。まず、①が、委員会が認めた国に出すという方法。②が、委員会が定める体制を整備しているという場合で、③が同意ということでございます。

4 ページにEUの制度と日本の制度を比べておりますが、枠組みとしてはほぼ同じようなツールを持っており、制度等を踏まえて国を認めるというパターン、企業がそれぞれに体制を整備するというパターン、本人同意を得るというパターンでございます。

従って、今EUと議論をしておりますのは、このように制度はパラレルになっているので、充分性認定を受けた場合EUから日本にデータを出すことはできますが、日本からEUにデータを出すときの手当てが別途必要になりますので、相互に認め合うか、あるいは協定のようなものをつくる必要があります。EUと米国の間ではそうなっているのですが、協定のようなものを結んで相互にデータが流通できるようにするという方法もあろうかと思いません。

5 ページに書いておりますのは、先ほど総括で御紹介しました方針に基づいて、委員会でこれまでEUと協力対話という形で対話を行っている実績を御紹介したものでございます。

6 ページ、7 ページにEUのデータ保護規則、新しく生まれ変わった保護規則の紹介と、外国の例を御紹介しております。まず、6 ページは新しいEU一般データ保護規則の規制の内容の例を載せてございます。赤い文字になっているところは、日本の企業にとっては少し厳しいかなという部分です。

幾つか御紹介いたしますと、1 番目の個人情報の取り扱いです。取り扱には、取得、保管、利用といったいろいろなことが含まれますが、EUでは本人同意を原則としております。我が国では、同意原則をとっておりません。また、削除請求権が広範に認められるといった部分もあります。下から2 つ目は、先ほどの取り扱いについて、記録の義務づけがあるといったところも厳しい部分になるかと思えます。最後の事故報告ですが、これは我が国の個人情報保護法には規制がありませんが、72時間以内の報告が義務づけられております。

7 ページに御紹介しておりますのは、オーストラリアが充分性決定を受けられなかったときの例です。理由が、①から⑧まで書いてございますが、先ほど6 ページで見ていただいたものと同様に、赤い文字のところは我が国の法制ビジネスにとって厳しい部分かなと思えます。

時間もございますので、9 ページ、10 ページについて、簡単に触れさせていただきますと、米国、APECといったアジア・太平洋地域では、個人情報の越境移転等に関してマルチの議論の仕組みがございまして、それぞれの認証団体、アカウントビリティーエージェンツと呼んでおりますが、日本ではJIPDECという団体が認められております。こういうところに各企業が認証を受け、認証された企業同士では自由に個人データを流通できるという仕組みがございまして、ここをしっかりと推進してうまく流通できるようにしていきたいと考えております。10 ページに方向性について、米国と行ってきた対話について御紹介してございます。

以上でございます。

○竹中会長

クラリファイング・クエスチョンですが、これは前も御紹介したように、西村康稔先生

が国会で質問されて、総理が政府全体で取り組んでいくという回答をされております。個人情報保護委員会と経産省と総務省でよく相談して報告してほしいと申し上げたのですが、今のご回答は三省で議論した結果だということなのですか。

○其田個人情報保護委員会事務局長

個人情報保護委員会の取り組みとして御紹介いたしましたけれども、方針や考え方につきましては、外務省、総務省、経済産業省等と適宜情報共有の上、議論して進めてきております。

○竹中会長

各省で一応、この方向で合意しているという理解でよろしいのですか。

○其田個人情報保護委員会事務局長

はい。

○竹中会長

私が聞いている話とちょっと違うのですが、そういう理解でよろしいですか。

○其田個人情報保護委員会事務局長

そのように認識しております。

○竹中会長

わかりました。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

続きまして、規制改革のさらなる推進という論点で、民泊に関する全体像に関しまして、規制改革推進室の刀禰次長からご説明をお願いいたします。

○刀禰規制改革推進室次長

民泊については、前回会合におきまして、特区民泊における最低宿泊利用日数の考え方や、民泊新法に基づく民泊、シェアリングエコノミー検討会議でやる検討等、政府のいろいろなところで検討が行われており、それぞれの取りまとめ省庁や、旅館業法を所管する厚生労働省、あるいは民泊新法については、厚生労働省と国土交通省、観光庁等でいろいろな検討が行われている状況です。

そういった中、考え方を整理してほしいという宿題をいただいたため、関係省庁と鋭意調整を進めてまいりました。申しわけありませんが、本日までに、まだ検討の調整が終わっていませんので、調整が終わったところで改めて報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○竹中会長

それはいつまとまりますか。

○刀禰規制改革推進室次長

調整を鋭意進めております。

○竹中会長

1 週間程度で、紙で報告していただけますか。

○刀禰規制改革推進室次長

関係省庁との調整ですので、いつ終わるということを今申し上げることはできませんが、今の御意向はきちんと伝えて対応したいと思います。

○竹中会長

1 週間以内にまとめるように努力してくださるといことですね。

○刀禰規制改革推進室次長

そのように関係省庁に伝えます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございます。

続いて、フィンテックに関して、金融庁の松尾参事官からお願いします。

○松尾金融庁総務企画局参事官

資料5に沿って御説明させていただきます。

金融庁では、フィンテックの推進を金融行政方針の重要課題としており、庁を挙げて取り組みをしております。

1 ページですが、2 年ぐらい前からずっと問題意識を持っているのですが、欧米の銀行では最近の環境変化を危機感を持って捉えています。そうした変化に戦略的に対応する動きということで、このジェイミー・ダイモン氏の発言にございますように、銀行がグーグルとかフェイスブック、その他企業と競合することになるだろうという形。また、下のオープン・イノベーションというところで、いろいろな銀行がIT分野のイノベーションにどんどん取り組んでおります。

2 ページ目ですが、こうした問題意識のもと、本年の通常国会で情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部改正を行いました。ポイントとしては、右から2 番目の柱の「ITの進展に伴う技術革新への対応」にありますとおり、銀行は、事業会社等を基本的に持てない規制がありますので、その規制を緩和することにより、銀行等からの金融関連IT企業等に対する出資について、容易化しております。

マネーロンダリングではG7の関係もございます。「仮想通貨への対応」ということで、G7における国際的な要請も踏まえ、仮想通貨について、法定通貨と交換する仮想通貨交換業について規定しております。御承知のように、仮想通貨はブロックチェーンともかなり密接に関連しております、そういう技術の進展に資するものと考えております。

3 ページ目です。フィンテックの支援については規制の明確化が各国でも最重要の課題になっておりますが、これについては統一窓口を設置しております。

ここに電話しますと、具体的な事業計画に関連する事項及びこの規制で大丈夫かどうかといった点について、すぐにワンストップで受け付けて、関係各署に連絡し、極めて迅速に回答をするという対応をしております。

4 ページがその状況でございます。昨年12月に始めまして、大体こういうものは最初に

問い合わせや相談がぼんとあってあとは件数が落ちることが多いわけですが、本件はかなりコンスタントに問い合わせや相談が来ています。

相談の内容は、5ページになりますが法令解釈が大体8割です。

6ページを見ていただきますと、法令解釈に関する問い合わせのうち、開業規制が8割という形で、ビジネスプランについて相談いただいてどういう感じがすぐわかるという形にしております。

右側の相談終了済み案件の内訳を見ていただきますと、例えば現行の金融規制への対応が不要というところが半分近くを占めておりまして、こういう回答があれば、すぐビジネスが進められるという形になっております。

回答までの日数ですが、相談終了済み案件の対応期間は平均4営業日なので行政機関の中でも相当迅速に対応しており、フィンテックの業界でもかなり好評であると認識しています。

7ページは、フィンテックを推進するインフラでございます。フィンテック推進というところで、決済や決済周りについての高度化が図られますと、フィンテックが爆発的に進んでいくことになるわけですが、これらについて、決済高度化官民推進会議を開催して、いろいろな論点についてフォローアップしております。

論点は多岐にわたります。8ページをごらんいただきますと、例えばリテール分野では、いろいろな送金サービス、ブロックチェーン技術の活用、オープンAPIのあり方に関する検討。決済インフラでいきますと、XML電文、送金フォーマット、ロー・バリュー送金。これら全ての論点について、取り組んでいるところでございます。そのうち幾つかの論点を説明させていただきます。

9ページは、まず、決済インフラの改革です。現在、日本で用いられている固定長電文では、決済に付記する情報を20文字しか記載できません。これに対して、銀行等と話し合っていて導入を進めている、XML電文では、例えば発注、製品、数量、単価を付記できるようになることで、今までは手作業で受取企業が入金があった際に消し込み・確認をやっていたものが、金融EDIを活用して、入金があった際の様々な明細の作成や消込作業を自動的に行えることが期待できます。効率も上がるし、フィンテックの利用も拡大していく。このような取り組みを進めているところでございます。

次のページをごらんいただきますと、オープンAPIでございます。これはオープン・イノベーションの観点から、銀行との接続口、アプリケーション・プログラミング・インターフェースを公開する取り組みを進めることで、フィンテック企業が銀行等のシステムを共通基盤として活用することができます。そういう活用ができるとフィンテック企業と銀行の連携は格段に進むと考えております。これについても、全銀協を中心に金融庁も参加しながら、方向性を出そうと取り組んでございます。

12ページがその検討会の内容でございます。

13ページで、フィンテック自体については、いろいろなフィンテック・ベンチャーがど

んどん出ていかないといけないという問題意識を持っております。こういう意味で、フィンテックのエコシステムとか、金融機関がフィンテック投資をしやすくする観点から、有識者会議も別途設置して議論しているところでございます。メンバーは下に記載しているとおりでございます。

さらに、今後、論点が出てくる点につきまして、14ページにございます金融審議会の金融制度ワーキンググループで議論しておりまして、専らその中間的業者とか、いろいろな論点について議論しているということで、金融庁としては、全体を挙げて取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

続きまして、経済産業省からお願いします。

○中石経済産業省大臣官房審議官

経済産業省でございます。資料6に基づきまして、御説明します。

1枚めくりまして、2ページであります。金融を経済活動に伴うお金の流れを支える機能と考えますと、フィンテックは従来の金融の話にとどまらない大きなインパクトを持つという視点で検討を進めようと考えております。

3ページをごらんいただきたいと思いますが、世界の動向として、フィンテック投資は、アメリカでは既に12ビリオン、日本円でいうと1.3兆円の投資額が出ております。これに対しまして、日本は、65ミリオン。大体70億円弱ということで、前年比に比べて20%伸びていますが、GDP比に比べてまだまだ低い。ドイツをごらんいただきますと、800%を超える伸びで、伸びを比べると大きな差ができていくということでございます。

次の4ページでございますが、米国以外にも大型投資案件では、中国、インドでもどんどん進んでおりまして、先進国はおろか新興国におきましても、相当動きが出ているということでもあります。

5ページでは、世界で起きていることではありますが、御案内のとおり、金融庁からも説明がありましたけれども、海外ではフィンテックによって新しいサービスが生まれてきております。

まずは金融サービスの提供側であります。決済機能に特化したサービス、ベンチャー、異業種がどんどん入ってきているということです。新たな与信方法によって、低コスト化や代替サービスも生まれています。さらに、既存の金融機関は、これまではリアル店舗が強みという話がありましたが、現在はそれが負担になるという現象が起きていまして、発想の転換も必要になってくる。

他方、サービスを受ける個人や企業でも、家計管理・企業会計・確定申告、送金とか資金調達、こういったものの利便性が上がりコストも下がっている。金利が細分化するようなカスタマイズされた金融サービスとか、リアルタイムでの与信も進んでいるということでございます。

行政の動きとして、行政手続の電子化がフィンテックの拡大と競合しておりまして、きょうはIT総合戦略室からも御説明がありましたけれども、IT総合戦略室がやっていたりも、非常に大きくフィンテックに影響を与えるということです。

右側であります、政策当局の皆さんは競争とイノベーションを焦点に置いて政策展開をされていまして、特に事前の規制から一定のリスクを許容する事後規制といったものに対しての、いわゆるレギュラトリー・サンドボックスといった制度が導入されているところでございます。

次のページですが、こういった海外の動向を踏まえまして、先ほどの金融を広く捉えるということで考えますということです。本件は、金融サービスのユーザーである個人や企業が目線から幅広く検討すべきと考えていまして、4つのセクター、すなわち家計(個人)、2番目に中小企業。これを中心に金融機能を行政がどうすべきか、これらを包括した統合的な方策を考えていくことが求められているのではないかと考えております。

7ページは、今、申し上げました4つのセクターについて、フィンテックとの関係をマッピングいたしました。この中では、例えば中小企業についてですけれども、フィンテックは生産性の向上に大きな効果があると考えております。

8ページは、中小企業の状況でありますけれども、給与、経理、調達、販売、その他ソフトを導入している中小企業は半分以下ということがありますし、特に、財務・会計の分野で最先端のクラウド、つながっているサービスを活用した中小企業は約2%にとどまっております、この部分で生産性の改善の余地は大きくあるということです。

したがって、フィンテックの活用によって、中小企業の経営は相当変わっていくのではないかとということでもあります。

金融庁から御説明がありましたけれども、経理・財務の合理化、クラウド化もありますが、決済インフラの高度化について、業務負担の軽減が大きく出てくると思います。先ほどありましたように、振り込みの明細につきまして、今は一個一個確認していますけれども、これは自動的にできるということです。

自社の財務状況も、リアルタイムで社長が管理できます。そうすると資金効率も上がりますし、資金繰りの改善にもつながる。何と云っても、こういうリアルタイムの経営情報が入ってきますので、経営判断の迅速化にもつながっていくことを期待しているところであります。

9ページであります、経済産業省としまして、必要な政策対応を3つにとりあえずまとめております。1番目が、今、申し上げました中小企業のバックオフィス改革。決済インフラの高度化、金融EDIの対応と考えています。

2つ目に、フィンテックのポテンシャルを生み出すためには、行政プロセスの改革。デジタル・ファーストを進めていってほしいと思いますが、公的個人認証の手続の簡素化が大事です、金融庁が全銀協を中心に進められておりますが、行政、金融機関におけるオープンAPIの整備も大事かと思っております。

3番目に、フィンテック産業そのものの振興という視点も大事だろうと考えておりました、キャッシュレス社会の構築ということで、クレジットカードの決済のデータ標準化とか、電子レシートを活用してのパーソナルデータの活用もあります。既に私どもは、今国会に法案を提出させていただいておりますけれども、割賦販売法の改正におきましては、フィンテック決済代行業者に新たに法的な位置づけを与えております。

最後にもう一言ですが、新しいビジネスを、スピード感を持って生み出すためには、革新的商品・サービスを提供する事業者には、現行法を即時適用するのではなくて、一定の条件、期間とか対象の条件、小規模な実験環境を提供するような新たなメカニズムの導入を検討することが大事だと考えております。

経済産業省からは以上でございます。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

よろしければ、引き続き民間有識者の方からプレゼンをいただいた後、全体での自由討議にさせていただこうと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

まず、経団連の情報通信委員会インターネット・エコノミー民間作業部会の梶浦主査から、データ利活用・オープンデータに関して、御発表をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○梶浦氏

インターネット・エコノミー民間作業部会主査、サイバーセキュリティーに関する懇談会の座長をさせていただいております梶浦でございます。きょうは、こういう機会をいただきましたことを、感謝申し上げます。

今まで既にいろいろな御議論がございますが、民間から見てデータの利活用の促進に向けてというタイトルでお話をさせていただこうと思います。

2ページは、政府で立ち上げていただいているSociety5.0という概念です。産業界としてもこれに大変期待しており、あるいは我々自身の実現しなければいけないものと考えておりました、そのキーワードの一つがデータの利活用だと考えてございます。

3ページでございますが、当然、国際競争力を産業界は考えるわけがございますけれども、それに限らずデータの利活用によりまして、個人の生活の利便性が向上するとか、社会課題が解決するとか、まさにこれはソーシャル・イシューであると考えてございます。ただ、実際には、大きな概念で進められるものではないと我々は考えておりました、小さな事例を一つずつ積み重ねるべきだと思っております。

めくっていただきまして、私自身いろいろと10年ぐらい、こういう関係のことに携わっておりますけれども、事例、実例、トライアルを御紹介しようと思っております。

4 ページには、国交省の取り組みを2件、挙げさせていただきました。1つは、自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会で、これは2年半前に自動車局でやられたものでございますが、御承知のように車はもうコネクテッドカーでございまして、いろいろな位置情報、稼働情報、外部映像。このようなものもリアルタイムに上げられるような仕組みは技術的に確立されてございます。

こういうものを、当然、メーカーさんが製品の改良にお使いになるとか、あるいは運転の仕方によって保険会社が新しい商品をお生みになるとか、政府自治体で道路の整備、そういうものにお使いになる。これはあると思いますし、事前にデータが来ていれば、整備会社も手間が少なくて済み、効率も上がる。販売会社の販促活動にも使えるかもしれない。こういう議論をいたしました。

もう少し具体的には、下の例でございますが、これは総合政策局で3年間やらせていただきましたビッグデータ活用等による地方路線バス事業の経営革新で、最近、バスのGPSデータあるいはその稼働データ、乗っているお客様のICカードによるデータ、カメラの映像、こういうものでバスの中の情報は割ととれるようになってきた。

実際には、バス会社からいきますと、乗っていない人の情報が欲しい。つまり、同じ5人乗って走っているバスでも、隣を自家用車とか自転車で何人走っているか。一つの路線は5人走っている。もう一つの路線は20人走っているのであれば、その20人のほうの頻度を増す、もしくはお値段を下げるといことで、マーケティングができると思っておりますが、この手段が今までなかった。

この実験では、NTTドコモのモバイル空間統計のデータをいただきまして、実際に統計値でございますけれども、どのぐらい人が移動しているかをはからせていただいて、実際に最後は新潟交通の路線バスの改変までできるようになりました。

これが一つの例でございます。

5 ページは、日銀の研究会で、ITを活用した金融高度化に関するワークショップを2年やらせていただきましたけれども、その中で私が一番印象深かったのは、あるネット決済会社でございます。

非常にシェアが高く、大体4割お持ちである。その結果、いろいろな企業の売り掛け情報が把握できる。中小企業にとっては、弊社も同じでございますけれども、つなぎ融資がどうしても必要でございます。仕入れをして、従業員に給与を払い、売り上げが立って入金があるまでの間に2カ月程度は最低かかります。この間を融資で賄うわけなのですけれども、普通は、これは地方銀行のお仕事なのですが、この企業はネット決済でデータを持っていますから、この企業が実際にいつ、売り上げが上がるのか、金額は幾らか把握できるわけです。

したがって、信頼性が高いデータをお持ちなので、より低い金利で融資ができる。ある意味地方金融機関にとっては、競合といいますか、非常な脅威でもあろうかと思うのですが、融資を受ける企業からすると負担が減って、イノベティブになる。こういうもので

あると考えてございます。

次のページでございますが、マイナンバーの議論を長く経団連もマイナンバーの導入をお願いしてきたわけでございます。実際に導入に先立ちまして、総務省で「ICT街づくり推進事業」という形で、足かけ30ぐらいの町で実証されました。私もそれに参画させていただきました。

その中で、マイナンバーを使った実証実験がほとんどヘルスケアに固まっているのですが、重立ったものが3件ぐらいございました。前橋の母子手帳を電子化して、小学校に至るまでお子さんの健康状態を把握し続けるところとか、高齢者を見守るお話とか、コミュニティーバスなどと連動させる話。こういうのも実証事業としてはできているのですが、こういうものが今後、どう広がっていくかという話かなと思ってございます。

7ページは、実は十何年前から私自身が考えていたことです。実現できていないのですが、先ほど経産省からもございました中小企業のクラウドへの誘導が十分ではない原因の中に、中小企業クラウド事業者のメリットが余りないのではないかと考えております。パッケージを売っているのとそんなに変わらないのではないかという思いがございまして、例えば中小企業クラウド事業者がパッケージ売りではなくて、クラウド事業に入っていたら、その企業の財務、知財等々のデータを入手して、それを使ってA社とB社は似ているけれども強みにちょっと違いがあるので合併してはどうか。A社の強みはこうである。新しいお取引先を連れてこられないか、あるいは新しい融資先を連れてこられないかと。このようなことがいろいろできるのではないかと。

もちろん、政府でも法人ポータルを出していただいているようでございますが、それにもう少しディープなデータをつけ加えることによって、中小企業クラウド事業者がコンサル業に転身するというか、情報を媒介する、もしくは仲介する企業になれるのではないかと。

こういうものもあって、マイナンバーの中でも個人だけではなくて、法人IDが重要でありますというお願いをした記憶がございまして。これはまだ実現していないのですが、こういうことが今後のイノベティブな発展になるのではないかと考えてございます。

8ページですが、経団連では、実質的にもう4年前になりますが、会員各社にオープンデータに何を期待しておられますか、どういうビジネスモデルあるいはイノベーションを考えておられますかというアンケートをいたしたことがございます。

その結果をここに示してございます。約100社から有効な回答があり、400近いユースケースが出てまいりました。一番多かったのは、地図・地下。地質調査でございますとか、埋設設備、あるいは固定資産税など、そのようなものが一番多く59件。それから、交通関係で、事故の情報でありますとか、詳細な個人が動かされたorigin-destinationのデータ。このようなものが43件。防災に関するものがその次に38件。こういう分布でございました。

このようなものを9ページに防災・減災関連のデータだけおつけいたしておりますけれども、別紙に2冊ほどユースケースを含めて、短い時間では御説明し切れないので、添付資料だけ用意いたしました。どういうデータが誰によって利用されて、誰にメリットが

出るのかというユースケースをいろいろ議論いたしました。

最後のページでございますが、データ、情報そのものは、人、物、金に次ぐ第4の経営資源として、産業界としては十全に活用したい、いろいろなところから流通してきて使いたいと思ってございます。

ただ、そのベースがまだ十分ではないところがあると思ってございます。みずからのデータも十分に整理できていないところがございます。紙で一部あるとか、あるいはID体系とかコード体系が違うのでうまく整合できないとか、個人情報も含めまして、どの範囲で利用できるかよくわかっていない。このようなものもございます。他者から求められても、どこまで開示できるか即判断できないものもございます。

一方で、欲しい情報を整理できている会社もあれば、そうではないところもある。独自に調べているけれども、誰かがお持ちなのではないか。より精度が高い情報が欲しい。技術としては、かなり基盤が整ってきておりますので、そういうことができるようになった。サービスのイノベーションでございましてとか、いろいろなデータがあってオープンになっているのは大変ありがたいことなのですが、要は、誰でも使えるわけですので、それだけでは十分な価値を生まない。自分が持っているデータと掛け算したら、自分の企業あるいは国際競争力が上がる。そのようなもののためにも、自分が持っているデータあるいは欲しいデータのこういう整理が必要だと考えてございます。

こうなりますと、具体的なユースケースに基づくシーズ・ニーズのマッチングをしていかないといけないと思ってございます。これはある程度事業計画にかかわる話でもあり、オープン場で議論できないという会社も当然ございます。そこで、データの利活用のアイデアを持ち込めるような相談窓口があって、あるけれどもクローズドな場で、これは何とか法に違反しませんかとか、こういう活用をしようと思うのですがどうですかとか、このようなことを議論できる場があれば、大変ありがたいと。

情報は1カ所で使うよりもNカ所で使ったほうが効果を生むに決まっております。複数企業間とか業界間でこういう流通促進を図れるようなアイデアは幾つかございますが、どうしてもその中に、例えば先ほど中小企業クラウドのお話で御説明しましたように、情報を仲介する機能、一部情報銀行というお話もございましたが、名前にはこだわりませんが、そういう仲介する機能が、それ自身が産業にもなり得ると思えますし、今後の検討課題かなと思ってございます。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

続きまして、国際大学GLOCOMの庄司准教授から、データ利活用、オープンデータ、手続IT化、シェアリングエコノミーに関しまして、御発表をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○庄司氏

よろしく申し上げます。国際大学グローバルコミュニケーションセンターの庄司です。行政手続IT化、オープンデータ、シェアリングエコノミーについて、10分ほどでお話をしたいと思います。

私は、先ほどIT室のお話の中にありました国際ランキングの実施団体、オープンナレッジファウンデーションの日本支部の代表もやっております。そんな観点からオープンデータを軸にお話をさせていただきたいと思います。

初めに、行政手続のIT化に関してですが、電子政府に関しては、世界ランキングで評価しますと、北欧の国々が高い評価を受ける傾向があります。どうしてそうした北欧の国々が高く評価されるのか、2010年ぐらいからいろいろ事例研究してまいりました。

その中で、一つ御紹介するといえると思うのが、デンマークの事例です。国と地方自治体の手続が一通貫で連携していますが、国民IDを活用して、後ろ側でいろいろなデータが連携している。ワンストップで住宅手当、年金計算、引っ越し、入学、住宅補助云々を利用することができます。

こうしたサイトを発展させていくに当たっては、利用頻度が高いものを優先的に上に持ってくる等の改善をし続けていくということや、民間のサービスをつくる際には、どういったお客さんがいるかのペルソナを置いて、あるいはユーザーに参加してもらって実際に使ってもらいながら改善していくことは普通に行うわけですが、そういった民間手法を積極的に活用するなどの改善を続けています。

デンマークは2015年に紙の手続を廃止するということを掲げてやってきまして、実現したと聞いています。こうした目標を、年限を区切って置いて、実現していくのは非常に学ぶところがあるのではないかと思います。

業務の見直しについての提案です。手続のIT化は進んでいるわけですが、私たちが紙で行政に書類を提出して、それを行政の側で手入力されているものとか、提出した紙がスキャンされてネット上で公開されているというものはまだまだたくさんあります。

例として、例えば最近の通常選挙結果調べが、スキャン画像でネットに公開されています。政治資金収支報告書も全部スキャン画像で公開されています。

こうしたものをオンラインで、データで提出するようになれば、デジタル化の工程は要らなくなりますし、使いやすいデータを民間に提供していくことも可能になります。

次に、オープンデータの取り組みについてです。オープンデータは2012年に電子行政オープンデータ戦略ができて、私も検討のタスクフォースをお手伝いさせていただきましたけれども、2015年に世界最先端、先進国並みになるという目標でありました。その評価をしたいと思います。まず、各国が持っているデータカタログサイトを日本も開設しました。

次のページの表は、掲載データの件数です。データが多ければいいというものではないのですが、G8のオープンデータ憲章があるということでG8の8カ国を並べると、データの数では6番目となります。

次に、二次利用促進ルール「政府標準利用規約（2.0版）」です。これが昨年につくられ

まして、政府の全府省のホームページで採用されました。これによって、日本政府のウェブサイトに掲載されているコンテンツは、全て「原則オープンデータ」ということになっています。

グローバルには、今、デファクトスタンダードとしてCreative Commons Licenseというものが広く使われていますが、利用規約がこれに完全に準拠している、互換性があるということになりましたので、この面では、日本は世界最高水準にあると言えるかと思えます。

ただ、価値あるデータが十分出ているかという点、そうではありません。今、掲載されている一万数千件のデータは既に公開されていたデータの利用条件を緩和して、より自由に使っていいとしたものがほとんどでありまして、新しく今まで出していなかったものを出すと、タイムリーな公開、あるいは使いやすい形式での公開、APIでの公開といったことは進んでいません。まだまだやることはたくさんあるだろうと思えます。

地方自治体についてです。生活に密着したデータは、地方自治体にたくさんあるわけですが、235の自治体がオープンデータの取り組みを始めており、IT総合戦略室の計算では、人口カバー率が41%以上となっています。IT総合戦略室がつくられたガイドラインも非常によくできており、大きい自治体を中心にオープンデータの提供は始まっていますが、中小の自治体が自力でオープンデータをこれから始めていくというにはかなり難しいだろう、という段階に入っているかなと思えます。

また、提供しているデータについて言いますと、大規模な自治体はデータを出していますが、種類や提供方法や形式、用語などがばらばらです。全国の自治体をカバーするようなアプリ、サービスをつくらうと思うと、まだまだ便利に集めてくるのができない。そういう状況にあります。

オープンデータ2.0への課題として、データ活用を意識した業務・システムの再編成を御指摘したいと思えます。各国、特に先進のアメリカやEU諸国を調べてみますと、日本ではIT総合戦略室、IT戦略本部が政府の司令塔ですが、そういったところだけが頑張ってデータを集めてくるのではなくて、各政府機関がそれぞれきちんとデータカタログを整備して、司令塔が示した形式、メタデータをつけてデータを置いて、それを司令塔が政府のカタログサイトに自動的に収集するということができてきています。

そういう意味では、まだまだ各政府機関と司令塔の連携が、一言で言えばまだ弱い。司令塔機能をもっと強めていく必要があるのではないかと思えます。

政府のデータベースはいろいろなものがつくられていますけれども、それぞれ孤立して存在しているのは非常にもったいないと思えます。ここで指摘したいのは、例えば農地のデータベースは非常に便利なものができています。しかし空き家のデータベースが別に存在しています。重ね合わせたほうが絶対便利なのです。そうしたことをまた民間でやる人がいれば、いろいろな別の情報を重ね合わせてより付加価値が高いものをつくれると思えます。

そうしたことを考えると、政府がつくるデータベースは、原則オープン化するあるいは

データを取り出してAPI接続できる形にしていく必要があるだろうと思います。

そしてこれは長期的課題になりますけれども、国と自治体で情報公開や個人情報保護あるいは文書の管理のルールがばらばらになっているという問題があります。ゆくゆくはこうした制度をすり合わせていくことが必要なのではないかと思います。

次はデータ視点での業界構造の改革です。日本は交通関係や気象関係が特にそうですが、ある意味早い時期からデータの活用に取り組んできたと言えると思います。ただ、それが早過ぎたというか、業界の中でお金を出し合って外郭団体をつかって、そこでデータを使っていくという仕組みがやられてきたわけですが、ある意味で古くなっている。オープンに安く情報を出していくことができるようになったときに、もっと外の人に対しても、税金でつくったデータを提供していく必要があるのではないかと思います。

そういった意味で、特殊法人や外郭団体、あるいは民間の何とか法人に委託されているケースもありますが、そういったところでどういったデータの利用や提供が行われているのか、採算性も含めて、実態調査をし、経緯を一旦ゼロにして検討していく。見直していくことが必要ではないかと思います。

具体的には、たとえば官報で一定期間経過したものは、国立印刷局が販売しています。感染症のデータは、学校区ごとのデータはAPIでとろうとすると、結構高いお金を払わないといけない状況になっています。法人登記情報も非常に入手しにくいです。交通、気象などももっと広く使える余地があるのではないかと思います。

それから、業界外のニーズを聞いていく対話の機会が必要ではないかということ。今、お話しした経緯もあってか、恐らく交通なら交通の分野の企業にはニーズをデータの作成元の省庁や外郭団体に届けていくというルートがあるとは思いますが、新しく参入していく企業や、交通データを、例えばゲームに使いたいとか、外部から全然違うことを考えている人たちが何百万円も払って交通データをもらうのはなかなか難しい。

そういったところで、新しく入ってくる人たちのニーズを聞いていくような、ユーザーグループと各担当府省庁が対話する機会が必要なのではないかと思います。具体例として、交通や医療健康、環境等々の分野を挙げさせていただいております。

オープンデータ2.0の課題の3つ目としては、自治体の足並みをそろえるということ。先ほど申し上げましたけれども、このままのペースでいきますと、小さな自治体が自発的にオープンデータに取り組んでいくという形で1,700自治体に到達するのは多分、無理だと思います。政府が主導して重要テーマを決めて、自治体の取り組みを支援していくことが必要だろうと思います。

例えば、防犯、防災関係などは、積極的に使うべきデータですから、どんどん政府が主導していく。将来的な投資という意味では、自動運転を見据えて交通関係あるいはどこに何があるという位置情報とか、道路交通情報などは自治体を支援してすぐに入手できるようにしていくとか、そういった戦略的な取り組みが必要だろうと思います。

また、公共インフラの稼働状況です。駐車場ですとか、建物、会議室は、細かく稼働状

況が把握できるようになっていますので、こうしたものも公開して有効活用していく必要があるだろうということです。

日本国内のデータを日本企業が使うだけではなくて、諸外国が公開しているオープンデータを日本企業が外国で使うという考え方もできると思います。

オープンデータは既に世界的潮流になっておりまして、正直、日本よりも進んでいる国はたくさんあります。先進国だけではありません。いわゆる途上国と言われているところでも、日本より進んでいるところもあります。そうしたところに日本企業がデータ活用のソリューションをどんどん持って行って、新しい仕事をしていくということも一つ、観点として入れていっていいのではないかと思います。

その意味で、国際的な枠組みが既に幾つかございます。こういったところに、積極的に参加していく。特に、例えばここに図がありますが、Open Government Partnershipという団体があります。これはオープンデータだけではなくて、透明性の強化とか市民参加とか、いわゆるオープン・ガバメントを進めている団体ですが、80カ国が参加しており、G7のうちG6までが参加していて、日本だけが参加していないという状況です。

ただ、アジア諸国はまだまだ取組が進んでいないところがたくさんあります。こうしたところに日本が入っていくとか、あるいはこれに入らなくてもいいとは思いますが、日本がここに入っていない国々、あるいは入っている国々と一緒に、地域でデータ活用を連携していくといったこともできるだろうと思います。特に南米などはそういった動きがあるようです。

ヨーロッパとアメリカでは、経済統計については、一緒のデータセットをつくらうとか、そういった動きもあります。こういったものも参考になると思います。

最後に、シェアリングエコノミーです。非常に長期的な社会変化をシェアリングエコノミーは体現していると思うのですけれども、大きく見ますと、今までホテルやタクシーだったもの以外のものもホテルやタクシーとして認識・識別して、それらの稼働状況をモニタリングして、それをオープンにすると、それだったら使いたいという新しいニーズとマッチングする。そういう特徴が共通しているだろうと思います。

その意味では「オンデマンドエコノミー」という呼び方もありますが、そういう側面で捉えていくことも一つの考え方だろうと思います。

最後のページです。この中で注目したいのは、シェアリングシティという取り組みです。外国人観光客がたくさん来たからホテルが足りなくてどうしようか、民泊をやるかやらないかというだけではなくて、戦略的にこの都市の限られた資源をどうしていくのか、あるいは資源が限られた中で都市経営をどうしていくのかとか、孤立している方々との人のつながりをどうしていくのかとか、そういった社会課題に対してシェアをどう位置づけるかという戦略をもって、例えばソウルやアムステルダムといった先進都市は行っています。

先ほど韓国はUberを規制しているという話がありましたけれども、一方でソウル市は国産の企業は非常に支援してしまっていて、ソウル市が幾つかの企業を束ねて、ソウル市のブラ

ンドとしてカーシェアを進めていたりもします。

ビジネスとしての成立が重要ということで、今、IT室でやられているシェアリングエコノミー検討会をはじめ、地方都市で実証実験のようなことを進めていく動きが広がっています。それはいいことだと思うのですが、どうしても小さいところでいい成果を出そうとし過ぎて、個別最適になり過ぎ、横展開が難しくなってしまうケースがあると思うのです。

日本のいろいろな企業が地方でうまく行って、今度は東京に出て、日本で全国展開してから世界に出ようとする、非常にガラパゴスなサービスになってしまう。そういうものの轍を踏まないためにも、最初から全国展開とか世界展開を見据えた育て方も必要なのではないかと思います。

アメリカの調査では、シェアリングエコノミーのサービス利用者で、大卒以上・高収入層、大都市周辺の人が多いという調査結果もあります。そうしますと、都市部でやる必要があるのではないかということです。

また、シェアリングエコノミーを、全部をひっくるめてはいけないと思いますが、手数料ビジネスが多いです。だとすると、多数の取引規模がないと、ビジネスとして成り立ちません。その意味では、都市部の展開あるいは広域化といったことが重要。地方でやるのであれば、多角化を進めるといったことが必要だろうと思います。

最後に、日本ではシェアリングエコノミーを本業とする方は余り出てきていないとは思いますが、いずれ、それを本業とするような方々が出てくると思います。そうしたときには、いろいろな労働問題なども出てくると思いますので、そうしたものに対して先回りしてセーフティーネットを設けていく。相談窓口を設けていくことも必要だと思います。

もう一つ、悪質な事業者への対応は課題です。シェアリングエコノミーの協会をつくって、共同規制に参加するような企業はまだいいのです。そういうところに入らず掲示板でC to Cのマッチングをしてしまうようなケースはたくさん出てきています。そうしたものに対して規制をする。その一方で、よいものはよいものとして、ちゃんと定量的に評価して、ビッグデータで分析して、そちらは伸ばしていく。そういったメリハリが必要かなと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

ここからは自由討議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○金丸議員

きょうは早目に退席をさせていただきますので、済みません。

たくさんのお話をお伺いしましたので言いたいことはたくさんあるのですが、絞って申し上げます。

まずはIT総合戦略室に質問なのですが、IT総合戦略本部ができた当初は輝いていたと思

うのです。私も張り切って本部員を務めてまいりました。ただ、いろいろなシェアリングエコノミー等、技術革新等がビジネスモデルも含めて登場する現在において、どうもIT総合戦略室がリーダーシップをとっている感が、私が申し上げるのも恐縮でございますが、ないのではないかと。

今後、向井審議官のチームがよりリーダーシップを発揮していただくために、阻害している要因とか、あるいは体制を強化するとか、運営方法を変えるとか、各省との役割分担の整理をもう一度するとか、そういうことが必要なのではないかと思いますので、その点はどんなお考えかというのが1点。

2点目は、マイナンバーシステムの未来に対して私は相当危機感を現在、持っております。制度設計はともかく、マイナンバーシステムはどんどんできてきていて、使い始めているわけですけれども、どうもこのままの延長線上に、未来はないのではないかと私は思っているのですが、その点、どのようにお考えなのか。

マイナンバーシステムというか、マイナンバー制度とシステムというトータルな責任者は、どこの省、誰に担っていただいているのか。これが不明なので、改めて確認させてください。

3番目は個人情報扱いについてなのですが、きょうは米国、EUとか韓国とかアジア全体のお話をお聞きしたのですが、各国のことは調べても、どうも我が国にオリジナル戦略を感じなかったのです。いつも注視するという言葉は出てくるのですが、注視していたのでは出おくれるだけではないかと思いますので、もうちょっと積極的に取り組む姿勢をもう一度確認したい。

4番目はフィンテックの関係ですけれども、フィンテックというと、基本的に形成する技術要素はインターネットテクノロジーが中心になると思います。インターネットテクノロジーというワールドは、そもそも不完全な技術要素の集まりでして、不完全な技術要素でつくられたものに対して、金融庁の理解はどうか。総務企画局は理解があるのかもしれませんが、監督局とか検査局とかが完全主義でそれをチェックしに行けば、せっかく新しく生まれてくる芽も摘む可能性がありますので、そうすると、経産省のお話にありました通り、レギュラトリー・サンドボックスのような、プロジェクトのリスクをとるとか挑戦するとかイノベーションを起こそうというプロジェクトに対する理解といいますか、新たな社会インフラでたくさん迷惑をかけない、遮断したりリスクを軽減したようなプロジェクトについては、積極的に金融庁全体としての理解があるのか。総務企画局だけの理解だと困るので、そこは確認させていただきたいと思います。

以上です

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

向井審議官、お願いします。

○向井IT総合戦略室審議官

まずはIT総合戦略室が輝いているか、輝いていないかは人々の評価、歴史の評価に任せ

たいと思いますけれども、私どもがこの3年間、遠藤政府CIOのもとで主に取り組んできたものは、やや地味なもの。要するに、コスト削減であったり、システムの共通化について、各省に出向いて行ってこれまで自治体に配ってあとは知らないと見ていたものを取り押さえにしています。農地台帳などは典型的に全国共通の取組ですが、農地台帳は完全にIT総合戦略室が農林水産省を取り押さえてつくったものです。

○金丸議員

済みません。私も参画しております。

○向井IT総合戦略室審議官

金丸議員もちろん、そういうこともありますので、それをどのような評価をするかはともかくとしまして、この先、さらに進めるに当たって、何が重要かという点においては、抽象的にいいますと、中央集権的な方向が必要なのではないかと。それは政府部内もそうですし、自治体を含めてもそうだと思います。

そういう意味では、特に自治体などの場合は、具体的に手段がない。要するに、マイナンバーの場合は、結局どうやったかという点、法律で法定受託事務にした上で、とにかく補助金で基本率に全部補助率を高くするという手法をとったのです。補助要綱とかで縛る以外には、自治体の手続に関しては手段がありませんので、やや抽象的ですが、そういうものも含めてより中央集権的な方向に進む必要があるという気がいたしております。

よくある議論では、IT庁とかIT調達庁とかいろいろな議論があろうとは思いますが、いずれにしても、中央集権的なほうに進むほうがいいのではないかと。

マイナンバーシステムにつきましては、内閣官房でやってきたわけですが、実際の法律所管は内閣府です。そのうちの具体的なもののうちの自治体周りについては総務省となっておりますが、全体の法所管という点では内閣府になります。したがって、事務的な責任者は、昔から今に至るまで全部私でございます。政務の責任者は高市大臣になります。

マイナンバーの制度は、幾つかのものから構築されていますけれども、番号そのものとカードで若干違っている。民間で使うものは主にカードになりますので、これはマイナンバーそのものを見ている内閣官房ではなくて、総務省になるのかなという気がしています。

いずれにしても、政府全体でコントロールしていくというか、将来の発展形も含めてコントロールしていく必要があるとは想っております。

○其田個人情報保護委員会事務局長

御質問ありがとうございました。

独自性という意味では、今回の個人情報保護法の改正によって、法律の目的のところも、活用のところを非常に大きくフィーチャーしております。そのため、委員会の任務も、保護と活用のバランスと言われているというところが、ここは非常に大きな我が国の制度の特徴だと思っております。今、ガイドラインなどもパブコメがちょうど終わったところでありますが、使いやすいルールをとということでやっております。

独立した唯一の機関がこれまでなく、国際会議にも参加させてもらえないとか、国際交渉もできない状況にありましたけれども、ようやく委員会が設立されたことで、国際会議あるいは国際機関の中で発言をしていけるようになりました。

特に民間の新しいビジネスで、個人情報の保護の観点に関する心配とか疑問についても、迅速に答えられるようになったかなと思っております。

対外政策について申し上げますと、アメリカとEUを両方にらんでいますと先ほど御説明をしたのですが、英国のEU離脱も決まってきておりますので、そういう意味では、三者を見据えながら取り組みたい。要は、米国も日本を取り込みたい。EUも日本を取り込みたいという両方の位置にあります。日本が決して不利にならないように、何かのところで日本が不利な規制をされないようにという姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

○松尾金融庁総務企画局参事官

金融庁でございます。

先ほどの「FinTechサポートデスク」は総務企画局政策課に設置しておりますして、平均4営業日で回答しております。これは、総務企画局に関するものもございませし、監督局に関するものもございませ。そういう意味で、組織全体としてかなり迅速に対応しております。

今、おっしゃったところはまさに本質を突いておりますして、技術面もありますし、もう一方、新しい脅威というか、セキュリティリスクとか、そういう意味で従前のままだけではずっとできるわけではありませ。したがって日々レベルはアップしていかないといけないという意識は、組織として非常に持っております。

そういう意味で、基本的に迅速な対応を意識してやっていく。フィンテックの推進が金融行政方針の一つの柱にも、庁としてなっている状況ですので、そこは踏まえてきちんとやっていかないといけないとは思っております。

○金丸議員

例えばフィンテックで新しいベンチャー企業のソフトをつなぎますよね。つなげたときにちょっとトラブルが出たとすると、大した被害ではないかもしれないのだけれども、監督局に報告をして、何でそうなったのだとか、原因を明らかにしろとか、責任はどうなっているのだとか、そのようなアプローチではいけないのではないかとということ具体的には言いたかったのです。

○松尾金融庁総務企画局参事官

問題の程度に応じてだと思いますが、バランスをどうやってとっていくかということだと思いますので、そこは意識してやっていかないと。

○金丸議員

バランスをとってもらえるのですか。

○松尾金融庁総務企画局参事官

常にバランスは重要だと思っております。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

次の議題もごさいますけれども、1人か2人。

御立議員、お願いします。

○御立議員

ありがとうございます。

シェアリングエコノミーについて、特に民泊の件です。国レベルでいろいろ議論、ルールをつくろうということを進めていただくのはいいと思うのですが、自治体レベルで具体的な対応をするときに、新しいサービスなので、あつものに懲りてなますを吹くみたいなことが進んでいるのが具体的にあるのをどうしていくかという議論をしていただきたい。

例えば、先日、長野県内を3カ所ぐらい回ってきたのですが、軽井沢は既に民泊を認めないということで自治体として決めてしまっている。G7の交通大臣会合を受けて、ホテルの中のスイートルレベルのものが足りないということで、全然違う方々が高級別荘、1万5,000件あるうちの1割ぐらいは相当高級な別荘なのですが、それを使うということをやろうとして、一律民泊はここはやらないのだということが既に起こってしまっている。

民泊といっても、いろいろなタイプのものがあるのに、全部一律に網をかけるということ逆に地方自治体が先にやってしまうと、ルールづくりをゆっくりやっている間に、必要なことが何もできなくなるということがあります。ここをどういう形で地方自治体を巻き込みながら、本来はできること、やりたいこと、意味があることすらできなくなるようにするかについて整理する必要がある。少し切り分けをして、全部そろえてパターン化するのが新しいサービスは難しいので、全部決め切らないで、後でそのルールを変えることがしやすいようにしておいていただくとか、何らかの手当てをしていただかないと進まないのではないかと懸念しておりますので、ぜひお考えいただければと思います。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

南場議員、お願いします

○南場議員

きょうは盛りだくさん、いろいろなお話をお聞きしたのですけれども、この会の趣旨であるイノベーションあるいは精神として重視している世界最先端、ナンバーワンという視点からいくと、肅々とやればいいではないかというテーマと、かなり重要なテーマがまざっていると思ひまして、私は、フィンテックとデータ利活用がとりわけ重要な問題、テーマではないかと感じます。

フィンテックに関しましては、私も素人として、巷で言われていることしか聞いていないのですけれども、フィンテック先進国は日本の市場は諦めているという言い方をされていて、その理由は規制でがんじがらめだから、とのこと。

一方で、いろいろな認識の上で委員会などをされて、金融庁を中心に推進されているということも、今日知りましたけれども、例えば最も先進国である米国できて、日本でできないことはどういうものなのかということの、素人にもわかる一覧表が見てみたい。米

国でできているけれども日本でできない理由となっている規制の一覧表も見てみたいと思います。

金融を制する者は経済を制するというぐらいの重みを持っているものですので、プロの議論だけではなく、我々のような一般の者にもわかるマッピングをしていただきたい。

もろもろの委員会を拝見しますと、民間の委員でこれまでの秩序を守るべき立場の人がたくさん入っているところも気になりました。これまでの秩序を壊したい人でまずはつくってみて、その後で守る側というか、既存勢力がどう困っていくのかとか、あるいは大学の法学部の先生などもたくさん入っていらっしゃいますが、法技術的なチェックをすることは2段階ですべき。優先するべくは壊したい人、最先端を行きたい人で議論をしてからという順番づけをしていただけたらと思いました。

もう一つ、データの利活用なのですけれども、最先端を目指そうということではあります、実際は最初の御説明にありましたように、漠然とした不安、制度で何もハードルがないにもかかわらず、データを共有することや利活用することに大変漠然とした不安によって利用が進んでいないという事例がありまして、その代表的なものが、厚労省が旗振りをしているデータヘルス計画だと思います。

これは私どもが実際に事業として参画している領域ですので、現場から熟知していることなのですけれども、データヘルス計画を健康保険組合が策定しても、実際に実施の段階でICTの利活用というところでは、データの利用、個人情報利用あるいは協力会社との共有という面で、漠然とした不安でとまってしまっている。

こういう状況では、この後法改正などを行ったり、仕組みを新しくつくったりしても、基本的には現場の漠然とした不安を取り除かない限り進まないということになってしまうので、今全く法的に問題がないことでもこれだけ進まないということを、ぜひ解決していただけたらと思います。

こういった情報共有は大丈夫なのだというモデルケースを徹底的に健康保険組合に流し続けるとか、個別に指導するなどいろいろやり方はあるのではないかと思います。

そういったことをしないで、食い散らかしにならないように進めていければと思います。以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

今の2つの点、シェアリングエコノミーのところについて、一律ではなくて、全部決め切らないで柔軟にという話と、データ利活用のところの、まさに現場の漠然とした不安をどうしていくのかとか、そこら辺の点について、もしあれでしたら梶浦さんと庄司さんから一言ずつコメントを頂ければ。

○梶浦氏

シェアリングエコノミーについては庄司さんにお譲りするとして、データ利活用は、まさにそういう南場議員がおっしゃっているような問題がございます。私はIT利活用を20年

以上やってきておりますが、4つ壁がございます。

最初は技術の壁。できなければどうしようもない。次は、経済の壁。要は、助成金で一回だけ実証システムをやっても、経済的に回らなければどうにもならない。それから、今、おっしゃった規制の壁。最後の壁が実は一番分厚くて、心理の壁でございます。

ITを使わなくてもいいではないか。別に今のまま、紙でも問題ないという雰囲気には私はずっとふたをされてきたのですが、こういう御議論が大分進みまして、少しは進んできたかと思えます。

経団連も、きょうはサンプルをお持ちしましたが、いろいろなユースケースを20例以上、個人情報だって統計として集めれば社会全体の役に立つのだというのを各社に御協力いただいてつくっております。このようなものをもっと宣伝して、世論としてデータを使うことが社会全体のためになるのだと、それこそまさにSociety5.0だというのは、産業界だけではできませんので、ここにおられる行政あるいは学の皆さんと進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○庄司氏

シェアリングエコノミーのお話です。

最後のデータ利活用と不安について、一言申し上げたいと思えます。データ利活用全般に言えることかもしれませんが、自分のデータが何かに使われて、自分に不利益があるのではないかという不安が一つ。これは、いろいろなパーソナルデータに関しても、オープンデータに関してもあります。

それに関して、特にパーソナルデータの分野では、本人のメリットが何なのかをきちんと強調して、それを大事にしていこうというのが欧州の考え方で、そういった考え方をもう少し打ち出していく必要があるのだらうと思えます。

フィンテックにしてもオープンデータにしてもそうですけれども、途中でかかわられる方、これはヘルスケアデータもそうかもしれませんが、医療従事者であるとか行政の方々が、もし何か起きたときに怒られるということに対する不安をすごく持っていらっしゃる方が多いです。

そこについては、どこまでやればきちんと免責なのか、どこまでが責任範囲なのかを明らかにしていくことが重要ななと思えます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

次の議題に移らせていただきます。サイバーセキュリティーに関する議論でございますけれども、まずはNISCの三角審議官からお願いしますが、時間が押しておりますので、1～2分ぐらいでお願いして、あとは三輪様のプレゼンに移りたいと思えます。よろしくお願いたします。

○三角NISC審議官

NISCでございます。時間がないので、論点を絞りまして重要インフラだけにいたします。

お手元の資料の3ページをごらんください。サイバーセキュリティ基本法は、議員立法として2014年に成立していきまして、サイバーセキュリティの枠組を法制化したものとしては、先進国に先駆けて成立した法律でございます。

これに基づきまして、重要インフラ防護につきましても、基本は各事業者等の自主的な取り組みを促すという形でここには書かれているわけですが、それだけでは不十分ですので、サイバーセキュリティ戦略本部は、基本法の31条に基づき、重要インフラの所管省庁が業法等に基づき事業者から得た情報については、所管省庁に対して義務的に提出を求めることができ、従わない場合には本部長である内閣官房長官から勧告ができる。そこをフルに使おうというのが基本的に今の考え方でございます。

次に、各国との比較でございます。重要インフラ防護をしっかりとやるためには、どこかがサイバー攻撃を受けたときに、それを情報共有して、できるだけほかの事業者が被害にあわないように未然に予防することが重要でございます。そのために、情報共有が重要でございます。

これに関して、世界的に2つのアプローチがございます。1つは、アメリカ流の自主的な取り組みをインセンティブで促していくやり方です。それから、ヨーロッパ型として、ドイツ、フランスのように義務的に情報提供を求めるやり方です。ただ、この枠組を実際にワークさせるためには、インセンティブを与えないと無理だという話も聞いています。

日本においても、先ほど申しましたように、業法等の枠組を活用して情報を義務的に持ってくることはできると思っております。

さらに、重要インフラ防護につきましては、おおむね3カ年程度の期間を設定した行動計画に基づいて政策を進めています。情報共有、安全基準の整備、演習、リスク評価といったことを中心に各種施策に取り組んでいます。

現在は、2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて次期行動計画として来年度から適用されるものをつくっているところです。そこで大事なことは、セキュリティのためのセキュリティではなくて、重要インフラ事業者は事業をやること、安定的に、安全にサービスを提供することが重要でございますから、その視点から物事を考えていく、ビジネス優先で考えていく。そのときに、サイバーセキュリティの観点からクリティカルなものがあるかを評価して、そこを対策する。何かインシデントがあったときには、コンティンジェンシープランをつくってこれに基づいて対応するとともに、深刻度レベルといったものを整備しようと考えています。

アメリカでは、PPD-41という大統領令がございまして、そこでインシデントの深刻度に応じて設定した5段階の警戒レベルがございまして。我々はこれと類似のものを同じような認識に基づいてつくっていくということを計画しています。

それとともに、情報共有の多様化を進めるために、できるだけこれも同盟国と連携してできるようにということも考えて、インセンティブ化などを考えているところでござい

す。

今後、これを運営していくためには、人材、予算が重要です。日本はアメリカと比較するとだいぶ異なるレベルでございまして、これをどうするかが今後の課題でございます。

オリンピックに向けて、イギリスもアメリカもサイバーセキュリティについて協力すると言っていますので、これをいい機会に強化してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

お待たせいたしました。S&J株式会社の三輪社長から、お願いいたします。

○三輪氏

三輪でございます。よろしく申し上げます。

最後のA4横の資料10で行きたいと思えます。時間も限られていますので、なるべく要点だと思いたいと思えます。

私は1995年からセキュリティーの事業をずっと日本でやっております、はや21年になるのですけれども、そんな中で民間、今、私自身が総務省のセキュリティーアドバイザーでありますとか、神奈川県警の顧問とか、そういったユーザー側の視点での情報あるいは経験等も持っております。

3 ページ目が目次になっておりまして、4 ページ目から、おさらいだけなのですけれども、もともとサイバー攻撃はどこにどういうものが来るのかという簡単な整理です。

一般的にサイバー攻撃というと、いろいろなものがごちゃまぜに報道されていて、サーバーに対するものであるやインターネット全体に対するものであったり、あるいはオンラインバンクに対するものだったりしますので、簡単に整理をすると、1 番目で、大きく分けると、公開サーバー、いわゆるホームページとか言われているものに対する攻撃。見えなくなるとか書きかえるとかです。

内部ネットワークに行われているというのは、いわゆる標的型攻撃とか、その奥の制御系であるとか、そういったところで、脅威とやることは全く変わります。

2 番目の公開サーバーに来るものは、侵入されるとか、IoT端末によって巨大なDDoS、インターネットそのものが麻痺するというのが、つい最近アメリカでも起きました。

重要なものとしては内部事務系ネットワークに対するもの。いわゆる年金機構で起きたような内部事務系ネットワークに対するもの。一般的にはよく標的型攻撃といいます。内部事務系と書いてあるのは、わかりやすくいうとメールが届くところ、あるいはホームページが見える場所という感じです。そういったところに来るものは、大体標的型攻撃であるとかホームページを見るだけで感染します。

Trend Microの調査でも、4 社に1 社は既に侵入されてしまったという結果と、次の12 ページはFireEyeからもらったデータなのですけれども、メールで攻撃を受けたところはこんなパーセンテージ。赤字で右に書いている外部との不正通信はどういう意味かという、

企業の内部から外に対して情報が流出しているという意味です。そういう企業がこの業種別、彼らの分類もアメリカチックなのですが、それぞれの業界でこれぐらいのパーセンテージで既にみんな情報は流出していますというデータがあります。

5 ページに戻っていただきまして、一方で、1 つ目の内部制御系はメールが届くところではありません。いわゆる工場であるとか発電設備、送電設備とか、鉄道もそうですが、こういったところに対して、オリパラに向けてというのは、先ほどの事務系もそうですが、強化すべき対象でしょうと。

一方で、IoTデバイスに来るもの。これは一般的には無邪気につくって普及してしまっただけで今、騒ぎになっている。それだけのことで、ちゃんと技術的にこういう形をつくればいいのですというのをNISCもガイドラインをつくられていますので、その辺が徹底されていけば自然に解決していくと思います。いわゆるWi-Fiが初めに広がったとき、非常に大問題が起きたのですけれども、今ではそれほど言われませんよね。それと同じように、ちゃんとつくればそれで済む問題です。

最後の個人に対するものは、いわゆる乗っ取られるとかオンラインバンクでお金を盗まれる。これは警察マターでもありますけれども、ここの部分も、基本的にはパソコン、もっとストレートに言うと、Windowsパソコンでメールを見ながらホームページを見ながらオンラインバンクをやったら、盗まれて当然なのです。ただ、それだけのことなので、そこはパッチを当てようとかそんなものでは全く効かないので、別の端末でやればそれで済むことなので、きょうのこの場で議論する問題ではないと思っています。

6 ページ目は、私の主観です。何かの調査に基づいたものではなくて、私自身の21年間の経験の中で、自分の顧客であるとか、あるいは自分が実際に接した機会のものからで簡単に分けています。

一個一個の内容は説明しないのですけれども、大体右のほうに行くほど、何となく×だったり△だったり○になったりしますというあたりです。結局右のほうはCSIRT、通称シーサートといいます。日本語訳をして、セキュリティー・インシデントの対応チームだとみんな勘違いしていると思うのです。そんなチームは普通要らなくて、日々モニタリングをして、異常のなしやありやをいつも監視していて、あったときにはちゃんと対応するというのが本来の務めなのです。対応チームと皆さん直訳されて勘違いしているところがあるので、ちゃんとしたチームを持っているところは余りないという意味です。

インターネット分離というのは、いわゆるホームページを見たりメールを見たりして、その中で機密情報を守ることはできません。これはインターネットから分離するしかなくて、そんな大事なものは違うところで見るとしかなくて、今はVDIとか新しい技術がありますので、そういうものを見ながらでも安全に仕事をする方法はあります。それを一言でインターネット分離と呼んでいます。

7 ページ目で、重要インフラに的を絞ってお話をしますと、重要インフラではサイバーテロの対策はやらないとだめに決まっています。1 番目に書いていますが、それをやるた

めには、ペネトレーションテストを含むリスク評価、業種別のガイドラインをちゃんとつくって、外部監査を義務化することが重要です。これはどういう意味かということ、こういうことをやりなさいというガイドラインをつくるのところまでは、皆さん、結構やるのです。

その後、それをきちんと実装しているところは余りないです。例えば先ほどのCSIRTとか、インターネット分離であるとか、ああいったところは実際にどう実装しているかがポイントになっていて、やっている、やっていないであると、やっているという議論ではだめで、ちゃんときちんと実装されていますかということを見るためには、外部監査、外からの監査がないとこれは絶対にわからないのです。

2番目は、ぜひきょう、言いたかったところなのですが「サービスの停止」がないと障害として報告されません。電気がとまるとか、オンラインバンクがとまるとか、要するに、いざというときしか報告されない。でも、サイバーセキュリティーの世界では「予兆」が大事です。

大体事件が起きるところは、その前から何度かウイルス感染はしているものです。全く何もないところが突然大きなものがくるところはまずなくて、私も数多くインシデントの対応をずっとやっていますけれども、変なソフトをインストールしていたり、メールはばんばんクリックしたり、そんなところが事件を最終的には起こします。そのことを「予兆」といいます。

そういったウイルス感染等の事案に対しても、報告義務を課すというところは、ぜひやっていただきたいくて、このことはずっと言っているのですけれども、関連省庁から絶対無理ですといつも言われております。

3番目と4番目は同じことを書いているのですが、よく重要インフラで対策をちゃんとしなければということ、各省で皆さんはガイドラインを考えられると思うのですが、事務系と制御系で基本的にやることはそんなに変わりません。ですから、業種によってというよりも、ネットワーク構成によって大体やることは決まっています。

一方で、それを非常に綿密にやるところとざっくりやる省庁が出てきてしまって、それだったら特に進んでいるところ、特に制御系であれば電力は非常に進んでいます。今回、スマートメーターに関して、セキュリティーのガイドライン等の作成とか推進も私はやってきたのですが、電力系は非常に進んでいます。一方で、金融はそのもっと前から歴史的にすごく進んでいます。

金融、特に事務系あるいはインターネットのネットワークをきちんと分離するところは、金融系のガイドラインはそのまま使えますし、一方で停電とか送配電の巨大システムについては、電力は参考になりますし、こういったところのものを基本的にはうまく横展開する仕組みにしないと、各省でまた考え始めてしまうと粒度がばらけるといえるところなんです。

最後に、5番目に書いているのは、情報共有とよく言われるのですが、単に今、よく行われている情報共有は、こんなメールが来ましたというメールが来るという情報共有が多いのですけれども、全く役に立たないので、そうではなくて、こういうウイルス感染が発

生しましたとか、そういったところを具体的にしていけないと、あるいは技術的にそれを調査する、分析する機関等もしっかり置かないと、右から来た情報を企業名だけとってばらまくというところしか共有が行われないと、インセンティブ、実効性はないと思います。

情報を何とか吸い上げようと政府はするのですけれども、当事者にとって重要なことは、お互いに相談ができるコミュニティーです。例えば電力は、今回、スマートメーターの件を通して、東京電力が非常に進んでしまったので、東京電力に対して関西電力であるとか九州電力とかからの問い合わせが生じていて、そこでコミュニティーはできていくのです。ところでおたくはどうやっているのかとか、そういったところを業界内で政府が介入することなくいいコミュニティー、お互いに相談できるコミュニティーの醸成をやらないとだめだと思います。

8 ページ目の標的型攻撃に関しては、事務系、制御系と分けて考えればいいのですが、一番上の○なのですが、重要インフラ同様に一定規模以上の企業については、報告義務を、これは義務化すべきだと思います。NISCを中心に、ぜひ制度化に向けた検討を行ってほしいと思います。

9 ページ目は、簡単に、CISOとかCSIRT、先ほど少し言いましたが、セキュリティーの責任者であるとか、セキュリティーをちゃんと監視して対応するチームであるとか、あるべき姿と書いているのは、非常に勘違いされて、写真だけ撮ってCSIRTだと言っているところが非常に多いですが、実効性のあるものをちゃんと定義し、それがちゃんとできているのであれば、ちゃんと外部で監査して御墨つきをもらうなり何なりをしたほうがいいなと思いましたというところです。

最後の10ページ目で、これも国際セキュリティー産業と昔から言われているのですが、1 番目の①に書いていますように、海外製品がほとんどです。それを買いまくっていて、セキュリティー先進国にはなれません。

②は、一方で日本は利便性とカスタマイズが非常に細かくて、そこに対応したものをつくっていかないといけないと。

③も、こういう会議で何年も前からずっと言っていて、これも採用されないのですが、国産のセキュリティー製品をつくっても、普通は誰も買ってくれません。実績と必ず言われるからです。国際セキュリティー製品・サービスを国、関連組織がちゃんと買ってほしいと思います。

最後に重要なのは目ききなのですからけれども、これは今、違うことが非常に多くてこれをユーザー主体にしてぜひやってほしいと思います。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

どうもありがとうございました。

それでは、よろしく願いいたします。

○橋本副会長

時間がないので簡単に、サイバーセキュリティに関しては、義務化、インセンティブ型と2つあると思うのですが、公平性とか今後のことを考えると、コストアップにはなるかと思うのですが、法制化が望ましいのではないかと考えております。それが結果的に日本のセキュリティレベルの向上とか国際競争力につながると思います。

ただし、最後にお話があったように、そのときにかかるコストがかなりのもので、それがどんどん海外に流れていくのは非常に問題だと思っています。実は私がおります研究開発法人においても、非常にその辺の要求が来て、コストが随分かかって、お金がない中で結構出していないといけない。それが外に出ていくのですよね。

ですから、ぜひ国内のセキュリティ産業育成という視点を入れていただく必要があるかなと強く思います。

先ほど言えなかったので、オープンデータのことで、データ利活用について1点だけ言わせてください。さまざまなデータが重要だということは共通で、いろいろなことが出てきているわけです。先ほどこれもお話がありましたが、そのデータの重ね合わせが新しい産業を生んでくるという御指摘もありました。

まさにそういうことを意識して、私たちが内閣府でつくった第5期の科学技術基本計画のときに、データプラットフォームという概念で、いろいろな分野のデータがプラットフォームの上に乗っているという姿を早い段階から提示しないと、後からくっつけることは無理なので、しっかりとそれをやるということが重要だと提案し、今の第4次産業革命とか、あるいはSociety5.0でも、そういうことをずっと議論されてきていると思うのです。

これはどこがちゃんと音頭を取ってやっているのか、私はまだ見えないのです。きょうのお話でもいろいろなところが出てきているわけで、どこかがしっかりと今の段階からグリップしておかないとばらばらになってしまうのではないかという気が非常にしました。

多分、この会議で何か決めていくのではないかと思いますので、その辺をしっかりと検討していただきたいと思いました。

以上です。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

あとはよろしいでしょうか。

齋藤ウィリアムさん、サイバーセキュリティについて、ぜひ一言お願いいたします。

○齋藤氏

全部聞いて、総括をあと数分でどうやってやろうかと悩んでいるのですが、簡単な紹介です。私はサイバーセキュリティを25年以上やっていて、よく皆さんが使われるSuicaとかiPhoneを使える指紋認証とか、その会社をマイクロソフトに売却して、皆さんのOSに使われているセキュリティの元ベンチャーです。

今、内閣府の参与として、サイバーセキュリティもちょうど4年目に入りますが、そういうことをいろいろやっている視点で、この課題だけではなくて、その前からもICTの話をして、きょうのテーマでSociety5.0というものが非常にいいトピックで、その次に

イノベーションという言葉がつくのですが、ここが課題かなと思うので、イノベーションという定義が今、話を聞いていてちょっと違うと思います。

イノベーションと勘違いしているというところもあって、それを実行するというところでは、それを分けないと本当にイノベーションという会議でしたら、どう実行に持っていくというのが課題かなと思います。

残念ながら、日本のICTの活用はG7の中でも、どんなデータを見ても、生産性、効率も非常に低いです。下手をするとアメリカとかそういうものとは半分ぐらいになっているということで、皆さんのお話を聞いていて思ったのは、日本のよさを絞って選んでICTを進めないといけないということがあって、日本の場合は唯一、少子高齢化という問題があって、それをどうICTに影響するかが大きくこれからの戦略につながっていくと思うのです。

先ほどの海外が買うとか、そういうまねとか、そういうものもいろいろあるのですが、なかなか日本では、少子高齢化、特に高齢化という問題でICTがうまくできないというのが大きい原因だと思います。

その中でもう一つ、この会議でもそうなのですが、サイバーセキュリティーが最後に来るのは、意識が逆だと私は思います。インターネットは50年以上世の中にあるのですけれども、課題になってきたのは最近10年、20年なのです。インターネットが使われるようになった。こういう会議をする。ビジネスで皆さんが活用する理由は、セキュリティーです。セキュリティーがないとインターネットは使い物にならないので、真逆です。

インターネットとかネットワークとかデータがあってセキュリティーではなくて、セキュリティーがITを押していますから、ほかの国とかの議論を聞いていると、本当はセキュリティーのほうが長いはずです。

まとめると、こういうものは日本が1年、2年おくれで片仮名になるのですけれども、きょうはぜひ、海外でもはやっている言葉をぜひ使って、まだ1年おくれでできたら、すごく話が全部まとまるかなと思うのです。個人情報から人工知能からAIからということで、今、世界中ではやっているCAMBRIC（キャンブリック）という言葉があります。

これで全部まとめると、7つのメガトレンドで、Cがクラウド、AがAI、Mがモビリティ、Bがビッグデータ、Rがロボット、IがIoT、最後に、皆さんが忘れていけないというCがサイバーセキュリティーです。

サイバーセキュリティーがあってそれが全部できる。全部これでまとめて話していると、共通点がわかると思うのです。全部話がまとまるので、フィンテックがあったりブロックチェーンとか、いろいろそういう話が出てきたのですけれども、実はこれで全部まとまるので、ばらばらで話すよりは、それをどう日本として少子高齢化に向けて、日本なりのIT、サイバーセキュリティーを考えるとというのが本当に大事だと思います。

南場議員がおっしゃった、なぜ日本でできないのか、というのは理由はないのです。残念なのは、今ネットワーク社会になっていて、例えばですけれども、時価総額としては世界最大の広告代理店はフェイスブックです。ただ、広告をつくっていません。

映画会社では、YouTubeです。ただ、映画をつくっていません。タクシー会社はUberですが、車を持っていません。ホテル会社ですとAirbnbですが、ホテルを持っていません。小売店ですと、Alibabaです。ただ、在庫を持っていないビジネスモデルです。

こういうネットワーク社会がこれだけ進んでいるというところで、こういうものが幾つもあるのですけれども、日本の会社が一社もないというのと、もっと残念なのは、日本の規制とか日本でできなかった理由が一つもないのです。

そういうものを考えていくということで、去年にはやっていたものをやるというよりは、それをジャンプして日本らしさを出していくことをすごく思うので、せつかく日本は安全・安心という車が今でもはやっているのは、DNAにあるのは、それをどう出していくかということです。

最後にまとめると、いろいろな国でも、シンガポール、イギリス、イスラエル、アメリカもそうなのですが、皆さんこのような段階を踏んでいろいろ苦勞しています。日本でもサイバーセキュリティの調整機能だけではなく、関係省庁の縦割りをもう少し連携をとるということで、私が結構いろいろな海外に行っていて、一番大事な3つのCと言えますが、コミュニケーション。これは関係省庁の話です。コードネーション。そして、お互いがコントリビューションするというので、調整だけでは間に合わなくなってきたという世の中で、これをワンジャパンでどうやっていくかが非常に大きい課題で、今までの危機管理とは違う。縦割りで何とか対応できたのは、サイバーのほうは根本的にそこが違うということと、それを政府から連携をとっていかないと、民は非常に経済成長とかにつなげていくのはなかなか難しいと思うので、この辺をきっかけにして、ぜひ少なくともオリンピックまでにはやるべきだと思います。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

どうもありがとうございました。

竹中会長、お願いします。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

最後の話も大変重要で、よく話しますけれども、ここでは政策をそれに向けて一歩ずつどう進めているかということで、ぜひ成果を出したいと思いますので、先ほど南場さんが言われたように、粛々と進めていただく部分と、何らかのブレイクスルーで非連続に、新たにこし持ち込みたい部分と両方出てくるのだと思います。

その意味ではブレイクスルーとしてやらなければいけないのは、何といてもデータの部分。オープンデータの部分です。これについては、例えば梶浦さんの10ページに書かれていた項目、庄司さんの5ページに書かれていた項目。これについてしっかりと答えていくことが、次の政策、今回の成長戦略の重要なポイントになるのではないかと思います。

2番目のポイントとして重要なのは、サイバーセキュリティの問題で、これは絶対無視できない。それだけ、サイバーセキュリティ人材をどう確保するかということで、新

しい試みを出していかなければいけないのだと思います。

3つ目があるとすれば、各論の中の特に重要なもので、シェアリングエコノミー、フィンテック、きょうは余り議論されませんでしたけれども、自動走行の問題とか、目の前にある問題にしっかりと成果を出していくという切り口が必要だと思います。

そこで、一応、この会の会長として、3つのメモを皆さんに事務局を通して出させていたいただきたいと思います。1つ目のメモというかクエスチョンは、きょうはいろいろと御説明をいただき、すつんと腑に落ちた部分もありますけれども、腑に落ちなかった部分もありました。その点について、これは本当にこういうことなのですかということを書きますので、できるだけ早くメモを出しますので、2～3日ぐらいでお答えいただけるものだと思います。

2番目は、これだけはちゃんとしておいてくれというものです。先ほど橋本先生がおっしゃったように、本当にデータの設計、特に公的データのオープンを誰がどのように責任を持って設計しているのかは、まだ私もわかりません。

これはIT総合戦略本部にしっかりとの方針を決めていただくしかなくて、それに類したものを、きょうのクラリファイング・クエスチョンではなくて、根本的にこれはどういうことなのか考えを示してくれというような、一つの大きなテーマについて質問を出しますので、お答えいただきたいと思います。

3番目は、それを踏まえて、きょうは私の論点メモを出していますけれども、論点メモ全部はできませんので、どこに重点を置くかというメモを次回にお出しして、しっかりと皆さんに議論していただくという形にしたいと思っております。

民間議員の皆さん、特にそういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○竹中会長

あとはお願いします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

最後に、越智副大臣からまとめの御発言をいただきます。よろしく願いいたします。

○越智副大臣

皆さん、今日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

特に民間の有識者の皆さんにおかれましては、新たな情報をご紹介いただき、新たな視点、御意見をいただけたことに心から感謝を申し上げます。

時間も押しておりますので一言だけ申し上げますが、今日の取りまとめは会長にいただいたとおりで、その方向で行うとするわけですが、各省庁それぞれ取り組んでいるのはわかりますが、スピード感が期待値と大分違うところもあるという印象を持ちました。

この会合は、未来投資会議の構造改革徹底推進会議の中でも、とても重要なものの一つだと思っておりますので、ぜひこれから、竹中会長からいろいろとペーパーの御提示があ

ると思いますけれども、しっかりと取り組んでいただくことをお願いして御挨拶としたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○広瀬日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

この後、16時30分から、本日の会合の中身につきまして、事務局からプレスにブリーフィングをさせていただきます。

民間議員の皆様方には、後ほど議事要旨についての御確認の御協力をお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。